

TEENS本八幡 ご利用料金の内訳について

ご利用料金(サービス提供に要した費用)は、以下のように算定させていただきます。下記の合計単位に市川市の地域区分単位0.60(五級地)を乗じた額が総費用となります。

毎月のご請求額は、お住まいの区市町村が定める「利用者負担上限月額」とサービスに要した総費用の「割負担額」を比較して、低い方の額となります。

	算定項目名	項目の内容	単位数
①	放課後等デイサービス 基本給付費	一日あたりの利用料は、この基本単位に②～⑥の各加算単位が加えられます。	平日：一日につき 604単位 休日：一日につき 721単位 (長期学校休業日含む)
②	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	社会福祉士等の資格保有者が25%以上配置されている場合に加算されます。	一日につき 10単位
③	専門的支援加算	基準となる児童指導員に加え、専門的支援を要する児童のために理学療法士等の専門職を配置をしている場合に加算されます。	一日につき 187単位
④	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する職員の処遇改善等を図っている場合に加算されます。	一ヶ月につき 基本単位+加算単位の1000分の84に相当する単位
⑤	欠席時対応加算Ⅰ (該当者のみ)	利用が予定されていた日から2日以内に、体調不良やその他のご事情で当日急な欠席をされ、それに伴って連絡調整(電話やメール)させていただいた場合に加算されます。	一日につき 94単位 (月4回まで)
⑥	欠席時対応加算Ⅱ (該当者のみ)	また、体調不良等で30分に満たない支援となった場合は欠席とみなしこちらの加算を頂戴いたします。	一日につき 94単位
⑦	利用者負担上限額管理加算 (該当者のみ)	複数の放課後等デイサービスを利用されている場合に、保護者からの依頼により、通所利用者負担額合計額の管理を行った際に加算されます。	一ヶ月につき 150単位
⑧	事業所内相談支援加算 (該当者のみ)	お子さんの療育や支援に関するご相談・面談を個別またはグループで行った場合に加算されます。	個別(月1回まで) 100単位 グループ(月1回まで) 80単位
⑨	個別サポート加算Ⅰ (該当者のみ)	ケアニーズのあるお子さんに加算されます	一日につき 100単位
⑩	個別サポート加算Ⅱ (該当者のみ)	関係機関との連携など包括的な支援が必要であるお子さんにつきましては、加算が生じる場合があります。	一日につき 125単位
⑪	児童指導員等加配加算 (児童指導員等)	児童指導員を2名以上配置し基準を上回る配置をしている場合に加算されます。	一日につき 123単位

※その他、家庭内連携が生じた場合は別途加算が生じる場合があります。

また、イベント時の飲食代や施設の入場料などを実費負担とさせていただく場合がございます。その際は、事前にお知らせいたします。